

一般社団法人千葉県社会福祉士会 懲戒の開示に関する規程

規程第 31 号

令和元年 7 月 28 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という）に所属する正会員である社会福祉士もしくは正会員であった社会福祉士が本会に所属している間に受けた懲戒の処分に関する履歴を、本会が開示するための手続きを定める。

(開示請求者)

第 2 条 本会は社会福祉士に対して採用や依頼、もしくは事業契約をしようとする者から請求があつた場合、当規程に則り、当該社会福祉士の懲戒処分歴を開示することができる。

(開示できる懲戒処分歴)

第 3 条 本会が開示できる懲戒処分歴は次に掲げるものとする。

- (1) 除名 懲戒処分の効力が生じた日から 3 年を経過していないもの
- (2) 戒告 懲戒処分の効力が生じた日から 2 年を経過していないもの
- (3) 厳重注意 懲戒処分の効力が生じた日から 1 年を経過していないもの

(開示する懲戒処分の内容)

第 4 条 本会が開示する懲戒処分歴の内容は、次に掲げるものとし、懲戒履歴管理者が懲戒履歴管理簿から転記する。

- (1) 懲戒の種別
- (2) 懲戒の処分が効力を生じた年月日
- (3) 懲戒の事由

(開示請求の手続き)

第 5 条 本会は、懲戒処分歴の開示請求する者に対し、次に掲げる事項を記載し、押印した書面を提出させなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所、法人等の場合は代表者名
- (2) 開示請求する社会福祉士の氏名
- (3) 開示請求する社会福祉士に採用や依頼、もしくは事業契約しようとする事案の概要
- (4) 開示を必要とする理由
- (5) 本会から開示を受けた懲戒処分歴を守秘する誓約をする旨

(開示の方法)

第 6 条 本会は、前条の書面提出があったときは、前条第 4 項の開示を必要とする理由が不当と認める場合を除き、請求者に対して第 4 条に記載する事項を通知する。

2 第 3 条に規定する懲戒処分歴がないときは、その旨を通知する。